

●香川県告示第260号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成26年6月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
香川県高松市塩江町安原下第2号字下切1940の16、1940の17
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
香川県高松市塩江町安原下第2号字高橋1921の39、1921の40
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため